

民間公益活動を行う団体の役割と機能について

役割	法の規定に係る機能
	1. 民間公益活動の適切かつ確実な実施
①行政が対応することが困難な具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する	①行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは隙間に落ちている具体的な課題の抽出と可視化
②成果に着目しつつ、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等により受けた資金を適切に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを推進する。	②課題に応じた最適な解決手法の提案、実施 ④自ら行う民間公益活動の成果評価の実施
③民間の創意・工夫を十分に生かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法(アプローチ)を開発し、実践する。	③イノベーションの創出、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発、実践
	審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能
④現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体等にフィードバックし、一層の制度の改善につなげる。	○制度の改善につなげるため、現場のニーズや提案、事業成果等の資金分配団体等へのフィードバック